

## 公開草案『リース』に対する意見

生命保険協会

2013年9月5日

## IASBの公開草案『リース』に対する意見

我々、生命保険協会（LIAJ）は、今般、公開草案『リース』に対して、意見を述べる機会を頂いたことについて、大いなる感謝の意を表明したい。

### 1・公開草案に対する総括意見

1. 本公開草案の内容が広範な企業に影響を与えることを鑑み、主としてコスト・ベネフィットや実務上の適用可能性の観点から、本公開草案の対象とするリース取引の範囲や開示の内容等について再度慎重な検討を行う必要があると考える。具体的な我々の主張は以下のとおりである。
2. 現在オペレーティング・リースと判定されている取引を、「使用権の概念」を用いて、借手側の貸借対照表に計上することが、財務諸表の透明性向上に資するという点に関しては理解できる。しかしながら、企業の事業活動上中心的でない資産の場合、すなわち当該リース取引により使用する資産の金額が、企業の事業用資産の金額に占めている重要性が乏しい場合には、本公開草案で提案されている基準の適用を求める必要性は無く、賃貸借処理とすべきである。
3. 企業の事業活動上中心的でない資産のリース取引は、一般的に小口・多件数・短期であり、本基準をそのまま適用すると作成者側において、日々の取引管理や決算時の会計処理・注記開示資料の作成等、多大なコスト負担が生じることになる。一方で利用者側の便益は、事業活動との関連性や金額面での重要性の低さを考えれば、限定的なものに留まると考えられる。
4. 本公開草案で提案されているリース期間の測定方法は、前回公開草案の内容から改善が見られる。ただし、企業が実際にリース契約の更新に関する意思決定をする際には、必ずしも提案されている全ての「関連性のある要因」（契約、資産、企業及び市場に基づく要因、B5 項）を考慮するとは限らない。したがって、更新オプションに係る重大な経済的インセンティブの有無を事前に判断する際に、提案されている全ての「関連性のある要因」の考慮を求めることは、企業の現実の意思決定との乖離を生じさせ、適切なリース期間を表さない可能性がある。また、提案されている全ての「関連性のある要因」を総合的に判断することは、実務上の適用が困難であり、関連データの収集など、作成者に相応のコスト負担を強いることになると予想される。  
したがって、更新オプションの期間を含めるのは、現行のIAS第17号のとおり、「更新オプションを借手が行使することが、リース開始日において合理的に確実視されて

いる場合」のみとし、その後の見直しは行わないようにすべきである。

また、短期リースを判定する際に、契約により可能な最大限の期間とすることに反対する。なぜなら、そうした場合には殆どの契約が短期リースに該当せず、実質的には期間が1年以内であるリースにおいても簡便な処理が適用できないことになり、BC296項で提示されている「借りに救済を与える」という短期リースに関する例外規定の目的が達せられないと考えられる。したがって、短期リースの測定に当たっては、リース期間の決定と同様に、借手が行使することが、リース開始日において合理的に確実視されている場合」のみ、更新の期間を含めるべきである。

5. 本公開草案においては、借手・貸手の双方に広範かつ詳細な開示を求めている。これら全てを開示することは作成者側の実務負荷が重く、賛同できない。特に、タイプBリースの対象となる原資産は、設備・不動産いずれもリース期間が原資産の経済的耐用年数に占める部分が重要でない、もしくはリース料現在価値が原資産の公正価値に比べて重要でないという性質のものであるため、タイプBリースについても公開草案で示される広範かつ詳細な情報を開示することは、利用者側にとっても有用な情報とは考えられないため不要と考える。
6. 過去にファイナンス・リースに分類したリース取引について、IFRSを既に適用している会社においては救済措置が設定されている。公平性の観点から、IFRS初度適用企業においても、適用企業がIAS17号と同様のリース会計基準を採用している場合には、同様の救済措置が認められるべきである。
7. 本公開草案の適用に当たっては、特に現在オペレーティング・リースと判定されている取引を管理するために、借手と貸手双方にシステムの更新・拡張が必要となる。新基準に円滑に移行するためには、少なくとも3年間の準備期間が必要と考えられる。

## 2・質問への回答

### 質問1：リースの識別

本改訂公開草案は、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」と定義している。企業は、ある契約がリースを含んでいるのかどうかを、次のことを評価することにより判定することになる。

- (a) 当該契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか
- (b) 当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうか

契約は、顧客が特定された資産の使用を指図する能力及びその使用から得られる便益を受

け取る能力を有している場合には、資産の使用を支配する権利を移転する。

リースの定義及び契約がリースを含んでいるのかどうかを企業が判定する方法に関する第6項から第19項の要求事項案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、リースをどのように定義するのか。リースの定義案の適用が困難であるか又は取引の経済性を反映しないという結論に至ると考える具体的な事実関係があれば、示していただきたい。

回答：(回答しない)

#### 質問2：借手の会計処理

リースから生じる費用及びキャッシュ・フローの認識、測定及び表示は、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうかに応じて、異なるリースについては異なるものとするに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

(企業の事業活動上中心的でない資産のリース取引に本公開草案の内容を適用することに反対する)

8. 性質の異なるリースについて、会計処理を異なるものとするには同意する。しかしながら、企業の事業活動上中心的でない資産の場合、すなわち当該リース取引により使用する資産の金額が、企業の事業用資産の金額に占めている重要性が乏しい場合には、本公開草案で提案されている基準の適用を求める必要性は無く、賃貸借処理とすべきである。

#### 質問3：貸手の会計処理

貸手が、借手が原資産に組み込まれた経済的便益の重大でないとはいえない部分を消費すると見込まれるかどうかに応じて、異なるリースについては異なる会計処理アプローチを適用することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

回答：(回答しない)

#### 質問4：リースの分類

原資産に組み込まれた経済的便益についての借手の予想される消費に関する原則を、第28項から第34項に示した要求事項を用いて適用すること(原資産が不動産であるかどうかによって異なることとなる)に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、その理由は何か。

回答：(回答しない)

#### 質問 5：リース期間

**リース期間に関する提案（関連する要因の変化があった場合のリース期間の見直しを含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、借手及び貸手がリース期間をどのように決定することを提案するか、その理由は何か。**

(リース期間の測定方法を I A S 第 1 7 号から変更する必要は無いと考える)

9. 本公開草案で提案されているリース期間の測定方法は、前回公開草案の内容から改善が見られる。ただし、企業が実際にリース契約の更新に関する意思決定をする際には、必ずしも提案されている全ての「関連性のある要因」（契約、資産、企業及び市場に基づく要因、B5 項）を考慮するとは限らない。したがって、更新オプションに係る重大な経済的インセンティブの有無を事前に判断する際に、提案されている全ての「関連性のある要因」の考慮を求めることは、企業の現実の意思決定との乖離を生じさせ、適切なリース期間を表さない可能性がある。また、提案されている全ての「関連性のある要因」を総合的に判断することは、実務上の適用が困難であり、関連データの収集など、作成者に相応のコスト負担を強いることになると予想される。  
したがって、更新オプションの期間を含めるのは、現行の I A S 第 1 7 号のとおり、「更新オプションを借手が行使することが、リース開始日において合理的に確実視されている場合」のみとし、その後の見直しは行わないようにすべきである。
10. また、短期リースを判定する際に、契約により可能な最大限の期間とすることに反対する。なぜなら、そうした場合には殆どの契約が短期リースに該当せず、実質的には期間が 1 年以内であるリースにおいても簡便な処理が適用できないことになり、BC296 項で提示されている「借りに救済を与える」という短期リースに関する例外規定の目的が達せられないと考えられる。したがって、短期リースの測定に当たっては、リース期間の決定と同様に、「借手が行使することが、リース開始日において合理的に確実視されている場合」のみ、更新の期間を含めるべきである。

#### 質問 6：変動リース料

**変動リース料の測定に関する提案（リース料の算定に使用される指標又は率の変更があった場合の見直しを含む）に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、借手及び貸手が変動リース料をどのように会計処理することを提案するか、その理由は何か。**

回答：(回答しない)

**質問 7：経過措置**

G2 項から G22 項では、借手及び貸手は、リースの認識及び測定を、表示する最も古い期間の期首において、修正遡及アプローチ又は完全遡及アプローチのいずれかを用いて行うことになる」と述べている。当該提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような経過措置を提案するか、その理由は何か。

両審議会が検討すべき追加的な経過措置の論点はあるか。その場合、その内容及び理由は何か。

( I F R S 初度適用企業にも、同様の救済措置が認められるべきである)

11. 過去にファイナンス・リースに分類したリース取引について、 I F R S を既に適用している会社においては救済措置が設定されている。公平性の観点から、 I F R S 初度適用企業が、 I A S 1 7 号と同様のリース会計基準を採用している場合には、同様の救済措置が認められるべきである。
12. 本公開草案の適用に当たっては、特に現在オペレーティング・リースと判定されている取引を管理するために、借手と貸手双方にシステムの更新・拡張が必要となる。新基準に円滑に移行するためには、少なくとも 3 年間の準備期間が必要と考えられる。

**質問 8：開示**

第 58 項から第 67 項及び第 98 項から第 109 項では、借手及び貸手に対する開示要求を示している。それらの提案には、次の事項が含まれている。割引前のリース料の満期分析、財政状態計算書に認識された金額の調整表、リースに関する記述的開示（変動リース料及びオプションに関する情報を含む）などである。これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような変更を提案するか、その理由は何か。

(タイプ B リースについても広範かつ詳細な情報を開示することは不要である)

13. 本公開草案においては、借手・貸手の双方に広範かつ詳細な開示を求めている。これら全てを開示することは、作成者側の実務負荷が重く賛同できない。特に、タイプ B リースの対象となる原資産は、設備・不動産いずれもリース期間が原資産の経済的耐用年数に占める部分が重要でない、もしくはリース料現在価値が原資産の公正価値に比べて重要でないという性質のものであるため、タイプ B リースについても公開草案で示される広範かつ詳細な情報を開示することは、利用者側にとっても有用な情報と

は考えられないため不要と考える。

**質問 12 (IASB のみ) : IAS 第 40 号の結果的修正**

IASB は、本改訂公開草案における提案の結果としての他の IFRS の修正を提案しており、これには IAS 第 40 号「投資不動産」の修正が含まれる。IAS 第 40 号の修正では、不動産のリースから生じた使用権資産は、リースされている不動産が投資不動産の定義に該当する場合には、IAS 第 40 号の範囲に含めると提案している。これは、現行の IAS 第 40 号の範囲からの変更となる。現在は、オペレーティング・リースに基づいて保有している不動産が投資不動産の定義に該当する場合に、投資不動産として IAS 第 40 号の公正価値モデルを用いて会計処理することを認めているが、要求はしていない。

使用権資産は、リースされている不動産が投資不動産の定義に該当する場合には、IAS 第 40 号の範囲に含めることに同意するか。反対の場合、どのような代替案を提案するか、その理由は何か。

回答 : (回答しない)

以上